

# 予約利用の手引き（令和6年度予約分）

## 予約利用とは

本市における音楽・演劇等の文化活動の中核を担う実績のある団体を育成し、その成果を公演等により市民に広く還元することによって、本市の芸術文化を向上させることを目的として行っている制度です。

年度（4月1日～翌年3月31日）を単位とした「予約利用」という制度を設けています。（但し、一定の資格制度があります。）

「予約利用」には、1：定期的な活動を行う団体を対象にした“定期利用”と  
2：公演前等に一定期間まとまった練習を行う団体を対象にした“長期利用”の2種類があります。

利用の対象となる練習室は、音楽の練習と、その他（音楽以外）の練習とで利用できる練習室が異なります。

翌年度分の利用について、8月1日から8月31日までの間申込みを受け付けます。申請書に必要な書類を添えて申込んで下さい。

## 利用団体の資格制度

申込みできるのは下記の資格を全て満たす団体に限られます。資格審査の結果、利用を認められない場合がありますのでご注意下さい。

- 1：市内に事務所（代表者宅を含む）を有する団体
- 2：月2回以上の定期練習を行っている団体
- 3：年1回以上の公演を行っている団体
- 4：過去1年以内（令和4年度）に市内で公演等、定期的な活動を行っている団体
- 5：本練習場以外に優先的に利用できる練習場を確保できないこと
- 6：年間を通じた活動計画がほぼ決まっていること
- 7：市の施設（福岡市音楽・演劇練習場、市民センター、体育館等他）の利用申請を定期的に行っている団体
- 8：福岡市音楽・演劇練習場使用料を納期限までに支払っている団体

## 利用の制限について

上記の資格をすべて満たす団体であっても、次のいずれかに該当する団体については、原則として利用を認めないことといたします。

- 1：過去において、福岡市音楽・演劇練習場条例及び同条例施行規則に反する行為を行ったと認められる団体、又はその恐れがある団体
- 2：過去において、福岡市音楽・演劇練習場運営要綱に規定する予約利用の許可を受けているのに利用の取り止めが著しく多かったと認められる団体
- 3：予約利用の期間中に福岡市音楽・演劇練習場使用料を納期限までに支払われなかった団体
- 4：その他、利用調整委員会が不適切と認める団体

## 定期利用について

定期利用の対象となる施設は下記のとおりです。

- |           |              |        |
|-----------|--------------|--------|
| 〔音楽の練習用〕  | 中練習室 2・4・5・6 | 小練習室 7 |
| 〔その他の練習用〕 | 中練習室 1・3・6   |        |

### 《必要書類》

- \* 定期利用申込書
- \* 構成員名簿
- \* 昨年の活動実績がわかるもの（パンフレット・チラシ等）  
新型コロナウイルス感染拡大防止の影響で、予定していた演奏会・発表会が中止になった場合は、申込をしていた施設の許可書、関係書類などのコピーを添付して下さい。  
（対象期間：令和4年4月～令和5年3月）
- \* 規約
- \* 団体概要
- \* 年間の活動計画（令和5年度の計画で可）

### 《注意事項》

- \* 申込みは一つの団体につき、一つの練習室に限ります。
- \* 年間を通じて、月2回以上の利用を行うことが必要です。
- \* 利用は一週間に1回までで、1日に（午前）（午後）（夕方）（夜間）の各時間帯区分の内の連続した2区分以内です。
- \* 申込みの状況によっては、利用調整委員会により利用日時の調整を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- \* 定期利用が認められた場合でも、利用申請後に施設の改修工事・メンテナンス等により、申請を取り消していただく場合がありますので、ご了承ください。

## 長期利用について

長期利用の対象となる施設は下記のとおりです。

- 〔その他の練習用〕 中練習室 1・3・6

### 《必要書類》

- \* 長期利用申込書
- \* 構成員名簿
- \* 昨年の活動実績がわかるもの（パンフレット・チラシ等）
- \* 規約
- \* 団体概要
- \* 令和6年度の活動計画  
（令和6年度の計画が決まっていない場合は予定している公演の企画書等でも可）

### 《注意事項》

- \* 8日以上連続して利用する場合に限り、最大30日以内
- \* 利用は、1日に（午前）（午後）（夕方）（夜間）の各時間帯区分の内の1区分です。
- \* 利用日時が確定していない場合は資格審査のみとなります。この場合、利用日時が確定次第、一般申込みが始まる前に申請書を提出して下さい。また、定期利用の時間帯と重なった場合は定期利用が優先されます。
- \* 申込みの状況によっては、利用調整委員会により利用日時の調整を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- \* 長期利用ができるのは、原則として一団体につき1年間に1回のみです。
- \* 長期利用が認められた場合でも、利用申請後に施設の改修工事・メンテナンス等により、申請を取り消していただく場合がありますので、ご了承ください。